

## 『成年後見制度ってなんだろう?』 制度趣旨・用語の説明

### 1、成年後見制度とは

判断力が不十分な人（本人）が、不利益を受けることがないように、判断力の不足部分を補う支援者（成年後見人、保佐人、補助人。以下「成年後見人等」という）が、本人の身の回りのことに配慮しながら本人の財産管理や契約などの「法律行為」を行うことを通じて、本人を支援・保護する制度。

成年後見人等の職務は「法律行為」に関するものに限られている。例えば、本人に代って施設等と契約し、本人が適切な介護等を受けられるようにすることは成年後見人の職務に含まれるが、日常生活・食事等の世話や実際の介護等は職務に含まれない。

家庭裁判所は、一定範囲の申立権者の申立に基づき、公益的・後見的見地から、判断能力の程度など本人の事情を総合的に慎重に審理して、成年後見人等を選ぶ。選ばれた成年後見人等は、家庭裁判所に成年後見人等として行った事務や財産、収支の状況を報告し、家庭裁判所はこの報告を通じて成年後見人等を監督する。

### 2、成年後見制度を支える理念

成年後見制度は、ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人保護との調和の要求を基本理念とする。ここから、成年後見人等の役割は、単なる財産管理にとどまらず、本人の状況を把握し配慮することで本人の生活を支えることを含むこと（身上配慮義務）が導かれる。この身上配慮義務を規定した点が、（判断力不十分者の行為による家産減少の防止を主眼とした）家制度を背景とする旧制度と大きく異なる。

- ① **ノーマライゼーション**：子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、少数派（マイノリティ）の人も含めて、誰もが個人として尊重され、わけ隔てなく地域で共に暮らす社会が普通（ノーマル）の社会の姿だから、社会の条件（人の心も環境も）をそのように整えていこう、という考え方。
- ② **自己決定の尊重**：判断能力が低くなった（あるいは低い）人であっても、本人に残っている能力は活用し（現有能力の活用）、本人が決定することを尊重するという理念。

### 3、契約と成年後見制度

私的自治の原則（私法上の関係を自分自身で決める、という原則）により、契約自由の原則（誰と、どのような内容で、どのような方式で契約を締結するか、は、個人が自由に決められる、という原則。契約を締結しない自由も含む）が導かれる。

契約は端的に言えば約束であり、契約を締結した当事者は契約を守らなければならない（契約の拘束力）。ただし、契約の拘束力の発生の前提には、契約当事者間に対等性が維持されていることが不可欠である。判断力不十分者で契約の内容が理解できないなど当事者対等性に問題がある場合にまで契約の拘束力を厳格に認めるのは、公正とは言えない。そこで、弱者保護の観点から、判断力が無いあるいは不十分な者がした契約は無効、あるいは、いつでも取消できることとなっている。

この結果、当該契約の相手方は、いつ取消されるかわからない契約によって不安定な立場に立たされるので、そのような契約は敬遠される。結局、判断力不十分者は取引社会から排除されることとなり、単に契約を無効・取消できるとした規定を設けるだけでは、弱者保護の方策としては不十分である。

そこで、これら判断力不十分者に代わって、あるいは本人にとって有益と判断すれば本人の法律行為に同意することで、有効な契約をすることができる成年後見人等の存在が必要となる。（なお、本人に不利益であれば取消し、契約の効力を発生させない。）

成年後見人等が契約関係の有効性を早期に確定的なものとするのは、本人保護のみならず、取引安全にも資する（相手方の利益にもなる）こととなる。

なお、ノーマライゼーション、自己決定の尊重との観点から、日用品の購入や日常生活に関する行為については、成年後見人の取消の対象とされていない。